



9 番

一木良一 議員

検証、(株)マテリアル東海

一連の裁判の真相とは

① 高裁判決と市顧問弁護士報告書について

◆総務部長

市顧問弁護士報告書の関係箇所を抜粋して読み上げます。「控訴審判決では、許可取り消し対象と関係ない産業廃棄物関係の営業損益を認定し賠償金を支払うとしたこと、原告側の陳述書のみを根拠に裏付けなく判断がされていること、争点となっている許可の取消し対象と全く無関係の産業廃棄物の取引について事実認定をしていること、これらについて裁判所の認定は法律家として理解に苦しむ」というような記述がありました。

② 高裁判決における疑問点

◆市長

弁護士が言われるように私も理解に苦しみます。市の管轄外である産業廃棄物についての損害賠償を認めた点はいかなるものかと思えます。

③ (株)マテリアル東海が途中放棄した別件裁判について

◆総務部長

要旨としては「原告の理由は分からないが、一刻も早く訴訟関係を収束させたいとして請求放棄という方法をとったということ。市としては判決による司法判断を希望したが、原告が途中放棄した以上、法律の限界である。結果として施設利用認容等請求事件については、実質全面勝訴と理解してもらって結構です。」このような見解と受け止めています。

④ 今後市の取るべき対応は

◆市長

名古屋高裁の判決で市の主張は90%ほど認められ、また職員個人に対する訴訟は全面的に原告の主張が退けられたという事で、この判決を当然として受け入れていきます。今後、一般廃棄物行政において法に基づいて適切な行政を行っていくことが大切であると思っています。



編集後記

昨年を振り返ってみますと、国内外で大きな災害が起きました。台風の影響によるフィリピンの水害、伊豆大島や秋田県内での土砂災害などにより、多くの尊い命が奪われました。このような大災害は、地球温暖化現象の一端とも言われています。

わが下呂市においては、災害に備え防災マップが各戸に配布され（まだ配布されていない地域もありますが…）一人一人の防災意識の向上と、地域の人たちの連帯感が今以上に必要になってきます。新春を迎え、地域の連携と絆をさらに大事にし、災害もなく笑顔で暮らせる良い年でありますようお祈りします。

議会報編集特別委員 H. N

開かれた議会をめざって

下呂市議会では、次のような取り組みを行っています。

- ① 本会議における傍聴（委員会は、委員長の許可により傍聴できます）
- ② 定例会の事前お知らせチラシの配布（新聞折込）
- ③ 一般質問のケーブルテレビ生放送録画放送（ケーブルテレビ加入者のみ）
- ④ 一般質問録画DVDの貸し出し
- ⑤ 本会議録事録の閲覧（ホームページに掲載）
- ⑥ 下呂市議会ホームページの開設 (<http://www.city.gero.lg.jp/gyousei/>)
- ⑦ 各議員の議案に対する賛否を明記

今後市民の皆様には様々な方法でお知らせしていくように努力していきます。議会へのご意見等ございましたら、議会事務局までお知らせ下さい。

◆下呂市議会事務局

電話 24-22222 FAX 25-2833

e-mail gilgai-02@city.gero.lg.jp